○奈良県警察情報処理能力検定実施細目の制定について

(平成5年6月3日例規第25号)

[沿革] 平成15年7月例規第27号、30年1月第1号、令和2年3月第11号、4年10月第28号改正

奈良県警察情報処理能力検定規程(平成5年6月奈良県警察本部訓令第15号)に基づき、別記のとおり制定し、平成5年6月3日から実施することとしたので、実効の挙がるようにされたい。

#### 別記

奈良県警察情報処理能力検定実施細目

#### 1 目的

この細目は、警察職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。

)の情報処理能力についての検定のうち初級及び中級を対象とする検定(以下「能力 検定」という。)の実施について、奈良県警察情報処理能力検定規程(平成5年6月 奈良県警察本部訓令第15号。以下「規程」という。)第11条の規定に基づき、必要な 事項を定めることを目的とする。

#### 2 能力検定の実施

- (1) 検定試験は、各級位おおむね2時間20間とする。
- (2) 試験問題は、規程に定められた知識及び技能の基準に従い、別表に基づき出題するものとする。

なお、出題に当たっては、特定の項目に偏ることのないように配意しなければならない。

- (3) 能力検定の実施に当たっては、警察の職務に役立つ情報処理に関する知識及び技能を有しているか否かという観点に立って行うものとする。
- (4) 総括検定責任者は、各級の能力検定を年1回以上実施するよう配意すること。

### 3 検定責任者の任務

- (1) 検定責任者は、総括検定責任者の指揮を受け、能力検定に係る試験問題の作成、 試験の実施、採点及び評価、合格者台帳の作成等の事務を行う。
- (2) 検定責任者は、合格者台帳の維持管理に努め、各級位別に能力検定取得者数の実態を把握すること。

### 4 能力検定の取得

- (1) 上位の能力検定の級を取得した者は、下位の級を取得したものとみなす。
- (2) 総括検定責任者は、能力検定の受験を希望する者が、専科教養又は各種講習会を 修了した者等であって、規程に定める知識及び技能を有していると認められる場合

には、改めて試験を行うことなく、当該能力検定合格基準に該当するものとして、 本部長に上申することができる。

- (3) 異動及び学校入校等により、奈良県警察以外の実施機関において取得した能力検 定の級位については、奈良県警察において同等の級位を取得したものとみなすもの とする。
- (4) 所属長は、所属の警察職員が(3)の規定に該当することとなったときは速やかに 検定責任者に報告するものとする。

# 5 能力検定の奨励

所属長は、警察職員の情報処理能力の向上に努めるとともに、積極的に能力検定を 受験するよう奨励しなければならない。

# 6 報告

総括検定責任者は、毎年3月末日までに、年度ごとの能力検定の実施状況及び結果 を警察庁長官官房技術企画課に報告するものとする。

(別表省略)